

石川県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震及び降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 被災宅地危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいい、判定方法は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引きにより実施する。
- 三 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、石川県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が宅地判定士として登録した者をいう。
- 四 被災宅地危険度判定連絡協議会 都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(県の役割)

第3条 知事は、被災宅地危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。

- 2 知事は、市町の協力を得て、被災宅地危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。
- 3 知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。
- 4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。
- 5 知事は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じるものとする。

(市町の役割)

第4条 市町長は、被災宅地危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。

- 2 市町長は、被災宅地危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。
- 3 市町長は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(宅地判定士の役割)

第5条 宅地判定士は、常に被災宅地危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。

- 2 宅地判定士は、被災宅地危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

(被災宅地危険度判定の実施)

第6条 市町長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定の実施を決定するものとする。

2 市町長は、被災宅地危険度判定の実施を決定した場合は、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定めるものとする。

3 市町長は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができるものとする。

4 知事は、市町長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じるものとする。

5 市町長は、宅地判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施するものとする。

6 知事は、被災の規模等により市町が被災宅地危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、被災宅地危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

第7条 市町長は、二次災害を軽減、防止するために、被災宅地危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定による被災宅地危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引による。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県及び市町は、被災宅地危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

(他の都道府県に対する支援要請)

第9条 知事は、市町長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し、被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請することができるものとする。

(他の都道府県に対する支援)

第10条 知事は、他の都道府県知事から被災宅地危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

(所管課)

第12条 この要綱に定める事務を実施するための所管課を土木部建築住宅課とする。

附則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この改正による新たな要綱は、令和5年5月26日から施行する。